

教務必携

(五)別席取扱いについて

(1) 受付時間

☆別席の誓い

午前八時より午後三時まで。（祭典日は別席受付時間に準ずる）

「別席の誓い」に引き続き初席を運ぶ場合には、別席受付時間内に「別席の誓い」を済ませられるよう早めに受付をすること。

☆別席

【午前席】八時～九時三十分まで

【午後席】正午～一時三十分まで

※但し、祭典日の受付時間は左記の通り。

▼月次祭（大祭以外の二十六日）

【午前席】なし

【午後席】一時～二時

▼春季大祭（一月二十六日）

【午前席】八時～九時三十分

【午後席】なし

▼教祖誕生祭（四月十八日）

【午前席】なし

【午後席】二時～三時

▼秋季大祭（十月二十六日）

（註）朝夕のおつとめの手振りを充分練習しておこうと。

(2) 別席及び別席の誓いの休日

十二月二十八日より一月一日まで

(3) おさづけの理拝戴について

おさづけの理拝戴の願書の受付時間は、別席の受付時間と同様。

但し、本部祭典日は、既に九度の別席を済ませ、おさづけの理拝戴を願い出る人に限り、左記の時間に受付ができる。

▼月次祭（春季大祭以外の二十六日）

正午～午後一時

▼春季大祭（一月二十六日）

午前八時～午前九時三十分

▼教祖誕生祭（四月十八日）

午前八時～午前九時三十分

祭典終了後～午後二時

▼秋季大祭（十月二十六日）

正午～午後一時

但し、四月十八日の午後席で満席になる人は、おさづけの理拝戴を願い出ることができない。

（註）朝夕のおつとめの手振りを充分練習しておこうと。

【午前席】なし
【午後席】正午～一時

(4) 諸願書

◎「別席願」、「おさづけの理拝戴願」、「席札」は必ず楷書で墨書き直属教会长の署名捺印を要する。

イ、別席願及び席札

- ・「別席の誓い」をするに当たっては、所定の「別席願」、「席札」に「幣帛料」を添え、別席受付に提出すること。
- ・住所は都道府県名を必ず記入し、番地、何々方、○○アパート何号室等まで現住所を詳細に書くこと。
- ・別席の運び方については、「別席運び方席数表」を参照のこと。
- ・おさづけの理拝戴を願い出る人は、所定の「おさづけの理拝戴願」、「席札」に、「幣帛料」を添え、受付時間内に別席受付に提出すること。
- ・住所は必ず現住所で、氏名、生年月日等を確認のこと。

- ◎以下の諸願書は所定の用紙（コピーも可）に黒ペン又はボールペンを用い、楷書で記入する。
- ハ、傍聴
- 既におさづけの理を拝戴した人および既に九席目を満めた人が、身上者の付き添いにより傍聴する場合、直属教会长の署名捺印した所定の「傍聴願」に、「幣帛料」を添え、受付へ申し出れば傍聴することができる。（事前に受付へ確認のこと）
 - 尚、「傍聴願」は毎席必要とする。
- 1 別席は満十七歳になる月から運べる。
- 2 別席を運ぶ人は必ず「別席の誓い」をしなければならない。
- 3 別席は月に一席、九ヶ月運んで九席（満席）を原則とする。
- 「別席運び方席数表」は別席者の現住所によって月に運ぶことのできる席数をそれぞれ定めたものであり、定められた席数まで運ぶことができる。
- 月のかわり目に運ぶ場合、定められた席数内であれば、月をまたいで続けて運ぶことができる。
- 4 運んだ席数だけ月を経なければ次の席が運べない。

二、所属教会の変更

・別席運び中に所属教会が変わった場合は（他直属への所属変更も含む）、新旧所属教会长の署名捺印した「中席者 所属変更届」を、貼り紙訂正した席札と共に受付に提出すること。

ホ、変更・訂正

・席札の住所、氏名に変更があつた時、又は誤記のある場合は、新旧又は正誤を書いた所定の「中席者 変更・訂正届」を、貼り紙訂正した席札と共に受付に提出すること。

※変更・訂正未届のまま満席になつた人は（おさづけの理拝戴を願い出る時点で、席札の住所、氏名に変更のある場合）「おさづけの理拝戴願」に新旧住所、氏名を記入の上、貼り紙訂正した席札と共に受付に提出すること。

□ 例えば、三月に三席運んだ場合、四月、五月を空けて六月以降で

ないと運ぶことができない。

5 九席目は初席から九カ月目以降でなければ運べない。

□ 4, 5について海外はその限りでない（「別席運び方席数表」参

照）

6 席札を紛失した場合は、運び直しとなる。

□ 席札のコピー等があれば再下付が可能な場合もあるので、別席受付
へ確認のこと。

※ 「別席運び方席数表」内の、篠山市を丹波篠山市に変更